

社会福祉法人なごみの会

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人なごみの会（以下「当法人」という）の賃金規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度（以下「特定加算制度」という）に基づき、当法人の介護職員等に支給する特定処遇改善金（以下「特定加算金」という）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 当法人の常勤職員または非常勤職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員等特定処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第 3 条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算見込み額の範囲内において、理事長が定める額とする。

(支 給)

第 4 条 特定加算金の支給は、年 1 回、年度分を 5 月 31 日に特定一時金として支給する。その日が休日に当たる時はその前日において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

(在籍の限定)

第 5 条 特定加算金は、理事長の認める在籍月数に応じて支給する。支給日現在に在籍していない者には支給しない。

(経験・技能の介護職員の基準設定)

第 6 条 経験・技能のある介護職員の基準設定の考え方は、原則勤続 10 年以上の介護福祉士とする。勤続年数の考え方は、法人内での勤務年数とする。

(その他)

第 7 条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

(附 則)

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。